

様式第1（第15条関係）

会 議 録

会議の名称	平成30年度第1回和泉市大規模小売店舗立地審議会
開催日時	平成30年6月7日（木）午前11時から午前12時まで
開催場所	和泉市役所 3号館3階 委員会室
出席者	委員：内田会長、辻本委員、小林委員、吉田委員 市：商工労働室、環境保全課、道路河川室、生活環境課 事業者：上新電機株式会社 尾崎氏 ：泉州繊維産業株式会社 西村氏 ：株式会社テイサ開発 仲氏 ：株式会社日企設計 宮崎氏
会議の議題	大規模小売店舗立地法に基づく届出案件について ・（仮称）ジョーシン和泉中央複合店舗
会議の要旨	大規模小売店舗を設置する者による周辺地域の生活環境の保持のための適正な配慮に関する事項について調査及び審議する。
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他（ ）

その他の必要 事項（会議の 公開・非公開、 傍聴人数等）	傍聴者 3 名
審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）	

	<p>1. 開会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境産業部部長より挨拶。</li> <li>・審議会委員4名出席で、審議会が成立。</li> </ul> <p>2. 議事</p> <p>(1)趣旨説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規則第6条2項の規定により、本審議会が成立している。</li> <li>・生活環境の保持の為に事業者の対応について審議する。</li> <li>・「(仮称)ジョーシン和泉中央複合店舗について」、6月7日(木)付にて、市長から諮問をいただいている。</li> <li>・審議会規則第7条に基づき、事業者の方々に入室してもらう。 なお、審議の際には、事業者には退室してもらう。</li> </ul> <p>(2)届出内容の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「(仮称)ジョーシン和泉中央複合店舗」について説明</li> <li>・検討結果(案)について説明</li> <li>・検討結果を踏まえた、和泉市の意見(案)について説明</li> <li>・留意事項(案)について説明</li> </ul> <p>質疑応答</p>
事務局	
委員	オープンをいつ頃するのか。
事業者	審議会です承頂ければ、メイン物販であるジョーシンは6月下旬にオープンしたい。その後スーパーイケチューのオープンはその1週間後を予定している。
委員	未定物販はどこがはいるのか。
事業者	未定物販は洋服の青山で、飲食店はきんのぶた、コメダ珈琲店を予定している。
委員	いつオープンするのか。
事業者	きんのぶたはスーパーイケチューと同じ。コメダ珈琲店はその5日後、洋服の青山は10月頃を予定している。
委員	ジョーシンから飲食店へ、場内歩道を通らずに出入口②の前を横断して向か

	う可能性があるのではないのか。特に、出入口③が閉鎖している期間は出入口②へ交通が集中し、危険ではないか。
事業者	社内検討でも問題となった点であり、ジョーシンからの場内通路側にも出入口を設ける対応をする。
委員	商圈について、地点②(はつが野周辺)の方向から来客数が多いと思われるが、割合の設定について教えてほしい。
事業者	既存のジョーシン光明池店の商圈約 2km とスーパーイケチューの商圈 1.5km を想定し、設定している。
委員	いぶき野大橋西交差点での右折が一番多くなる模様で、ここが増えると問題になるが現状見直しをしているのか。
事業者	府道三林岡山線は調査時には全車いぶき野大橋西交差点を通過していたが、高架下の道路ができたことで、調査時より 2 割減となっている。状況によっては見直す予定である。 1 度に全店オープンしないので、渋滞は緩和すると思わないが、(仮称)ジョーシン和泉中央複合店舗のオープンに合わせての見直しは行わない。
委員	オープン体制はどのようなものか。 オープン 1 ヶ月間は出入口が 2 箇所になるので対応が必要ではないか。
事業者	警備会社と計画中であり、場外だけでなく、場内にも誘導員を配置し、お知らせをする。また、住宅街に車が進入しないように、できる事は限られるが、プラカード等を持つなど警察とも協議し、対応を考えている。
委員	オープンから 1 ヶ月間出入口③が使えないが、来退店経路はどのようになるのか。
事業者	市道いぶき野 13 号線北側から来店する車はいぶき野 3 丁目交差点を左折し、出入口②から入庫する。退店時は、出入口①より左折出庫し迂回する。
委員	出入口③を閉鎖することにより、かなりの距離を迂回することになるが、その点についてどのように考えているのか。
事業者	住民との約束もあるので、出入口③についてはオープン後 1 ヶ月間閉鎖する。

	できるだけ早く入庫し、迂回経路を短くするために出入口③は必要と考えている。
委員	約束を前提とし、経路の誘導は大事となるので徹底していただきたい。
事業者	徹底します。
委員	出入口の箇所数と街並み保全の基本的な考えを教えてください。
事業者	交通に関して、出入口を3つにした理由は出入口の数が多いほど処理能力が上がり、入出庫処理能力を上げるため3つにした。また、出入口③はいぶき野3丁目交差点の飽和度を減らすためと、いち早く店内に車を取り込めるようにと考えて設置した。 また、退店時、出入口③がないと、海側(北西側)へ向かう車が住宅街へ進入する可能性がある。 環境保全に関して、グリーンベルトはbの地点では緑地帯を設け、中木、高木を設けて階段式にしている。
委員	計画地北側平屋店舗ではあるが、高さがあるように見える。
事業者	通常の家よりも店舗なので高さはあるが、中木、高木が育てば建物が隠れる。また、飲食店側も目かくし板だけでなく、植栽を設置し、隠れるように計画。グリーンベルトとは言えないかもしれないができる限り対応している。
委員	意見書にURとの協定とあったがその点については。
事業者	計画地東側に店舗が府道三林岡山線と住宅地の間にだけ協定しており、本計画地は対象外である。
委員	意見としては、今回の計画地としては、対象外であるが、他の協定に準じて対応してほしいと解釈していると捉えて良いのか。また事務局も同じか。
事務局	その通りです。  <b>事業者退室</b>
辻本委員	1. (1)⑤経路の設定等に関して、オープン時は出入口を2箇所にする旨の記載がないがよいのか。

事務局	現状は、届出に基づいて記載し、オープン時は出入口を2箇所にする旨は留意事項として記載している。
内田会長	検討結果として載せていないとおかしいのではないのか。
事務局	記載します。
小林委員	1. (2)歩行者の通行の利便の確保に関して、オープン時以外は行わないのか。
内田会長	オープンは順次であるので、必要に応じて行うべきである。
吉田委員	1. (1)⑤経路の設定等に関して、内陸側からの来店者が多いと思われるので、いぶき野大橋西交差点にて右折渋滞が発生する可能性があり、警察との協議を検討してほしい。 また市道いぶき野13号線は通学路ではないのか。
事務局	市道いぶき野13号線は教育委員会にも確認したが、学校指定の通学路ではない。
	<b>審議</b>
内田会長	・事務局の検討結果(案)に基づいて、最終確認を行う。 事務局の検討結果(案)について、1. (1)⑤経路の設置等に関して、オープン時から1ヶ月間は出入口を1箇所閉鎖する旨を留意事項としていたが、検討結果にも記載する。 留意事項について、交差点の需要率では問題ないが、オープン後、渋滞等の問題が発生した際は、市及び警察と協議し、必要な対策を講じる旨を一番目に記載する。 オープン直後だけでなく、1ヵ月後に出入口③を使用する際にも交通誘導員等の配備を願いたい。 本日の審議結果としては、提案とおり「法の規定による意見」は無しとする。ただし、検討結果(案)、「留意事項」については審議等を踏まえて2点とし、検討を加えた形でよろしいか。 →各委員承認 では、その旨市長に答申する。

・その他は特になし。

以上をもって閉会。